

隣保館だより

第385号

2018年 7月号

発行◎九重町隣保館

大分県玖珠郡九重町大字右田3088-2

TEL: 0973-76-2468 FAX: 0973-76-2446



たなばたまつり みつばこども園

キラキラ^{ぼし}星

^{そら}空^みを見あげてごらん

たくさんの星^{ほし}たちが

キラキラと輝^{かがや}く

未来^{みらい}にむかって輝^{かがや}く子^こらの

すこやかな成長^{せいちょう}を

星^{ほし}に願^{ねが}いをこめて祈^{いの}る

「部落差別の解消の推進に関する法律」をご存知ですか？

「部落差別の解消の推進に関する法律」 (平成28年法律第109号)

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(法律の全文は大分県人権・同和対策課サイトをご覧ください)
大分県人権・同和対策課サイト「こころちゃんのへや」
<http://www.pref.oita.jp/site/kokoro/>

九重町役場玄関ロビーや九重町隣保館・各地区公民館(ふれあい交流センター)に、部落差別解消推進法のパネルを展示しています。

「部落差別解消推進法」について考えてみましょう。なぜ、この法律ができたのでしょうか？

部落差別(同和問題)の問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられ、特定の地域出身であることや、そこに住んでいるという理由で日常生活の上で様々な差別を受ける、日本固有の重大な人権侵害です。

残念ながら、今なお、就職や結婚の際の身元調査等やインターネット上差別を助長するような内容の書込みがされるといった事案が発生しています。

差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。

九重町では、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現に努めます。

お 知 ら せ

8月は、「差別をなくす運動月間です」

1965(昭和40)年8月に、部落差別の解消は国の責務であり国民的課題であると明記した、同和対策審議会答申が出されました。

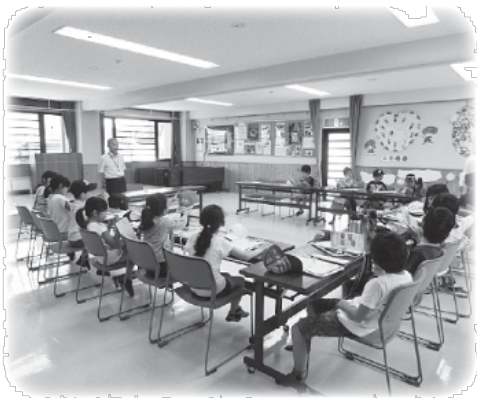
大分県では、この答申が出された8月を「差別をなくす運動月間」と定めています。

九重町では「部落差別解消推進法」「世界人権宣言」のパネル展を開催します。

■期 間：2018(平成30)年8月1日(水)～31日(金)

■場 所：九重町役場1階ロビー

東飯田小学校2年生、九重町隣保館に来館しました。



東飯田小学校2年生のみなさん

6月13日（水）に東飯田小学校2年生17名が、生活科の授業の一環として、地域の人や施設に関心を持ってもらうことを目的とした「まちたんけん」で九重町隣保館に来館しました。

館内を見学した後、児童から「隣保館は何時から何時まで仕事をしていますか?」「隣保館は、どんな人が使っていますか?」などの質問があり、職員からの説明を熱心に聞いていました。また、障がい者や高齢者に配慮したエレベーターに乗り、貴重な体験をし、九重町隣保館について学びました。

隣保館ハッスルシルバース、バスハイク(研修)

6月21日（木）に「すずらん会」のメンバーが、別府市の、神楽女湖しょうぶ園に出かけました。

種類の多い満開の花菖蒲がみごとに咲いていました。

梅雨の晴れ間、天気にも恵まれ、今年4年目のバス研修でしたが、卒業を前に、さらなる絆を深め、とても楽しい1日を過ごし、よい思い出をつくりました。



すずらん会のみなさん

九重町及び各地区人権・同和問題啓発推進協議会会長・事務局長合同会議開催



合同会議の様子

6月19日（火）九重町隣保館において、各地区人権・同和問題啓発推進協議会会長・事務局長合同会議を開催しました。

九重町人権・同和問題啓発推進協議会から、総会で決まった方針の確認を行い、各地区人権・同和問題啓発推進協議会から、今年度の取り組みの報告があり、今後の啓発活動や課題について情報交換をしました。

パソコン教室—生徒募集—

※九重町隣保館において、パソコン教室を2つのコースに分けて次の通り開催しますの
で生徒を募集します。

	回数	月	日	内 容	備 考
A 入 門	1	8	21	パソコンの基礎、環境設定。文字入力練習	随時、文字入力など基本を復習しながら進みます。
	2		28	文字入力練習。インターネットの基礎。	
	3	9	4	文字入力の基本、案内文書作成。飾り文字の挿入	参加者の進み具合によっては、グループ分けし、入力練習に重点を置くグループと、機能操作に進むグループに分ける。
	4		11	案内文書作成、グラフィックの挿入。印刷。	
	5		18	はがき作成。レイアウト設定。	
	6		25	はがき作成、テキストボックス・イラストの挿入	
	7	10	2	エクセル体験。表作成、計算式の挿入。復習	
B 初 級 ・ 応 用	8	10	9	インターネットの基本、ファイルのダウンロードなど	実践的な文書作成やエクセルでの簡単な関数・グラフ作成などの基本を習得する。
	9		16	日検3級程度の案内文書作成（グラフィック・表の使用）	
	10		23	案内文書作成・印刷。	
	11		30	アプリを利用したの名刺作成。（ダウンロード・イラスト）	
	12	11	6	写真の取り込み、保存。写真の編集、スライドショーの設定。はがき（年賀状）作成、印刷。	インターネットを使ったフリーソフトの使用や素材を使う。
	13		13	エクセルの基本操作、関数の挿入。	
	14		20	エクセルでの関数の使用、グラフ挿入。復習	

- ★開催時間 両コースとも毎週火曜日午後7時～9時30分（1回 2時間30分の講座）
 ★定 員 両コースとも10人程度（先着順とさせていただきます。）
 ★受講料 無料（ただし、テキスト代は受講生負担です。）
 ★使用機材 各自が所持しているパソコン（XP・VISTAは使用不可）を使用します。

- ☆申込方法 希望するコース（A・B両コース申込可）を九重町隣保館へ連絡してください。
 ☆申込期間 2018（平成30）年7月30日（月）～8月3日（金）
 （午前 8時30分～午後5時まで）
 ☆問合せ先 九重町隣保館（TEL 76-2468）

◇これからの行事◇

【月・木は人権相談日】

月 日	行 事 名
7月20日(金)	第43回人権を考える講演のタベ
7月26日(木)	デイサービス事業(ひまわり会)
7月30日(月)	第4回子どもふれ愛ひろば① (飯田地区・南山田地区)
7月31日(火)	歌声サロン



月 日	行 事 名
8月 1日(水)	第4回子どもふれ愛ひろば② (東飯田地区・野上地区)
8月 2日(木)	デイサービス事業(つばき会)
8月 3日(金)	生け花教室
8月 6日(月)	編み物教室
8月 7日(火)	パワーアップ教室
8月10日(金)	飯田ふれあいサロン
8月17日(金)	デイサービス事業(すずらん会)